

変動金利定期預金＜複利型＞

(平成 26 年 10 月 15 日現在適用中)

| | 項 目 | 内 容 |
|----|---|--|
| 1 | 商 品 名 | ・変動金利定期預金 |
| 2 | 販 売 対 象 | ・個人のお客さま |
| 3 | 期 間 | ・3 年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます |
| 4 | 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括でのお預入れとなります ・1 円以上 ・1 円単位 |
| 5 | 払 戻 方 法 | ・満期日以後に一括して払い戻します |
| 6 | 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ・預入後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 か月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M 型）あるいは自由金利型定期預金（大口定期）の 6 か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算 |
| 7 | 手 数 料 | —— |
| 8 | 付加できる特約事項 | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率） |
| 9 | 税 金 | ・20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315% の源泉分離課税となります ・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます |
| 10 | 預 金 保 険 | ・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます） |
| 11 | 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します ① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% |

| | | |
|----|------------|---|
| 12 | 金利情報の入手方法 | ・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください、窓口にお問い合わせください |
| 13 | その他参考となる事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します |

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109